

そもそも
なんのために
倫理規程は存在するのか？



学協会と倫理規程の役割

- ・学協会が倫理規程（倫理綱領）を有する理由は、**専門家集団（専門職, profession）と一般社会との間に一種の「契約」**があるという欧米の専門職倫理の歴史※に起源がある。 ※聖職者、医師、弁護士などの法律家
- ・専門家は、一般の人にはできない、かつ社会にとって不可欠なサービスを、責任を持って行い、その見返りとして、社会は高い地位と自治権をその集団に与えてきた。
- ・この相互に利益のある関係を保持するため、**専門家集団は、倫理規程を制定し、個々の専門家が専門家集団の一員として自らを厳しく律し、これに則って依頼された業務を達成するために最善を尽くし、模範的なサービスの提供を社会に対して宣誓**する。
- ・本会でも同様の認識の下に、倫理規程が制定された（2001年）。
- ・倫理規程は**行動の規範**であり、**賛助会員を含む会員は、社会からの負託を受け、社会に大きな影響を与える可能性のある業務に携わる者として、社会の中、あるいは社会に対して、責任ある振る舞い**を示さねばならない。

倫理規程の意義

- ・倫理については、会員は、常日頃から考えているべきことであり、その**道しるべを与えるもの**として学会の倫理規程を制定することは有用と認識。
- ・倫理規程の制定だけで倫理が絡む原子力分野の事故・トラブルが防止できるなどとは考えていない。しかし、**倫理問題について議論することは会員の倫理観の向上に役立つ**。
- ・倫理規程は**道しるべ**にすぎず、具体的な行動は、その**状況に応じて会員自身で考え、判断し、行動することになる**。**可能な解を探すのは会員個々の責任**。
- ・倫理規程は、会員が**専門家としての倫理的行動とはどういうものかを考える機会を提供する**。
- ・**あらかじめ考えておくことは、自らが倫理的な問題について判断を下す必要に迫られたとき、適切な解を見つけることに寄与する**。

参考：日本原子力学会倫理規定制定委員会，日本原子力学会倫理規定案について，日本原子力学会誌，Vol.43，No.4(2001)

<http://www.aesj.or.jp/ethics/document/pdf/keisaikiji/gakkai2001041.pdf>

(注) 原文の「倫理規定」を、上記では「倫理規程」と現在の使い方に置き換えている。